

## 平成 19 年度 石綿の健康影響に関する検討会の審議スケジュールについて（案）

## 1 検討スケジュール

- ・ 第 11 回検討会（平成 19 年 8 月）
- ・ 第 12 回検討会（平成 19 年 10 月頃）
- ・ 第 13 回検討会（平成 19 年 2 月頃）
- ・ 第 14 回検討会（平成 19 年 4 月頃）

審議内容	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
1 健康影響リスク調査										
(1) H19 年度調査計画について										
(2) 医学的所見の確認(読影)										
(3) 最終とりまとめ										
2 被認定者のばく露状況調査										
(1) H19 年度調査計画について										
(2) 最終とりまとめ										
3 H20 年度調査計画について										

## 2 健康リスク調査に係る医学的所見の確認（読影）について

## (1) 確認内容

各自治体が、問診、胸部 X 線検査、胸部 CT 検査を実施し、各自治体の専門委員会において、ばく露経路区分及び医学的所見の確認を行った案件のうち、以下に該当する案件について、本検討会で医学的所見の確認を行うものとする。

## &lt;対象案件&gt;

ばく露区分が「その他」に分類され、以下の所見が認められるもの

- ア 胸水貯留
- イ 胸膜プラーク（限局性の胸膜肥厚斑）
- ウ びまん性胸膜肥厚
- エ 胸膜腫瘍の疑い
- オ 胸膜下曲線様陰影の疑い
- カ 肺野の間質影
- キ 円形無気肺
- ク 肺野の腫瘤状陰影
- ケ リンパ節の腫大

なお、「オ 胸膜下曲線様陰影の疑い」又は「カ 肺野の間質影」が認められる者については、資料2 - 3「肺繊維化所見が見られる労働現場と関連しているばく露歴が確認できない者に係る詳細調査スキーム(案)」に基づき、本検討会において、胸部X線フィルムで粒状影又は不整形陰影を12階尺度を用いて、じん肺法の第1～4型に区分し、確認するものとする。

(2) 確認方法

各自治体は、(1)の案件に係るフィルムを本検討会に持ち寄り、検討会構成員により読影を行い、医学的所見の確認を行う。

なお、読影を行う際には、個人情報を取り扱うことから、本検討会は非公開で行うものとする。

(3) オブザーバーの参加

各自治体での読影レベルの統一化を図るため、本検討会で医学的所見を確認する際に、各自治体の専門委員会の構成員をアドバイザーとして参加させることができるものとする。